

V 特定財源等関係

特定財源等の概要

税 目	課 税 物 件	税 率	税 収 の 使 途	税 収 (11年度予算額)	国 分	地方分 (譲与分)
揮 発 油 税	揮 発 油	1キロリットルにつき 48,600円 (特例税率：5.12.1～15.3.31)	道路整備緊急措置法に基づき10年度から5年間は全額国の道路特定財源とされている。また、同法等に基づき同期間中、1/4は地方への交付金の財源に充てるため直接道路整備特別会計に組み入れることとされている。	億円 27,166	億円 27,166	億円 —
地 方 道 路 税	揮 発 油	1キロリットルにつき 5,200円 (特例税率：5.12.1～15.3.31)	都道府県及び市町村の道路特定財源として全額譲与されている。	2,906	—	2,906
石 油 ガ ス 税	自 動 車 用 石 油 ガ ス	1キログラムにつき 17円50銭	1/2 は道路整備緊急措置法に基づき10年度から5年間国の道路特定財源とされ、1/2 は都道府県及び指定市の道路特定財源として譲与されている。	300	150	150
自動車重量税	乗 用 車 ト ラ ッ ク バ ス 等	(例) ○乗用車 自重 0.5トンごとに 6,300円 (年) ○トラック 2.5トン超総重量1トンごとに 6,300円 (年) 2.5トン以下総重量1トンごとに 4,400円 (年) ○バ ス 総重量1トンごとに 6,300円 (年) ○軽自動車 (検査対象) 1両につき 4,400円 (年) (特例税率：51.5.1～15.4.30)	3/4 は国の一般財源であるが、1/4 は市町村の道路特定財源として譲与されている。 (国分のうち8割相当額は道路整備に充てることとされている。)	11,213	8,410	2,803
航空機燃料税	航空機燃料	1キロリットルにつき 26,000円	11/13 は空港整備特別会計法に基づき国の空港整備費に充てられ、2/13は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対策費として譲与されている。	1,064	900	164
電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	千キロワット時につき 445円	電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法に基づき全額電源立地対策及び電源多様化対策に充てられている。	3,679	3,679	—
石 油 税	原油、輸入石油製品、ガス、液化炭化水素	原油、輸入石油製品 1キロリットルにつき 2,040円 輸入LPG 1トンにつき 670円 国産天然ガス、輸入LNG 1 " 720円	石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法に基づき石油及びエネルギー需給構造高度化対策に充てられている。	4,960	4,960	—
計				51,288	45,265	6,023

目的税・特定財源の基本的考え方

長期税制のあり方についての答申及びその審議の内容と経過の説明（抄）

（昭和46年8月）

第6 目的税，受益者負担等

2 検討と結論（抄）

受益者等の範囲が特定の集団に明確に限定され、かつ、受益等の程度がその集団に属する個々の者ごとにかなり明確に評価しうるような場合には原則として負担金という形でそれぞれの受益等の程度に対応する負担を求めるのが適当であろう。

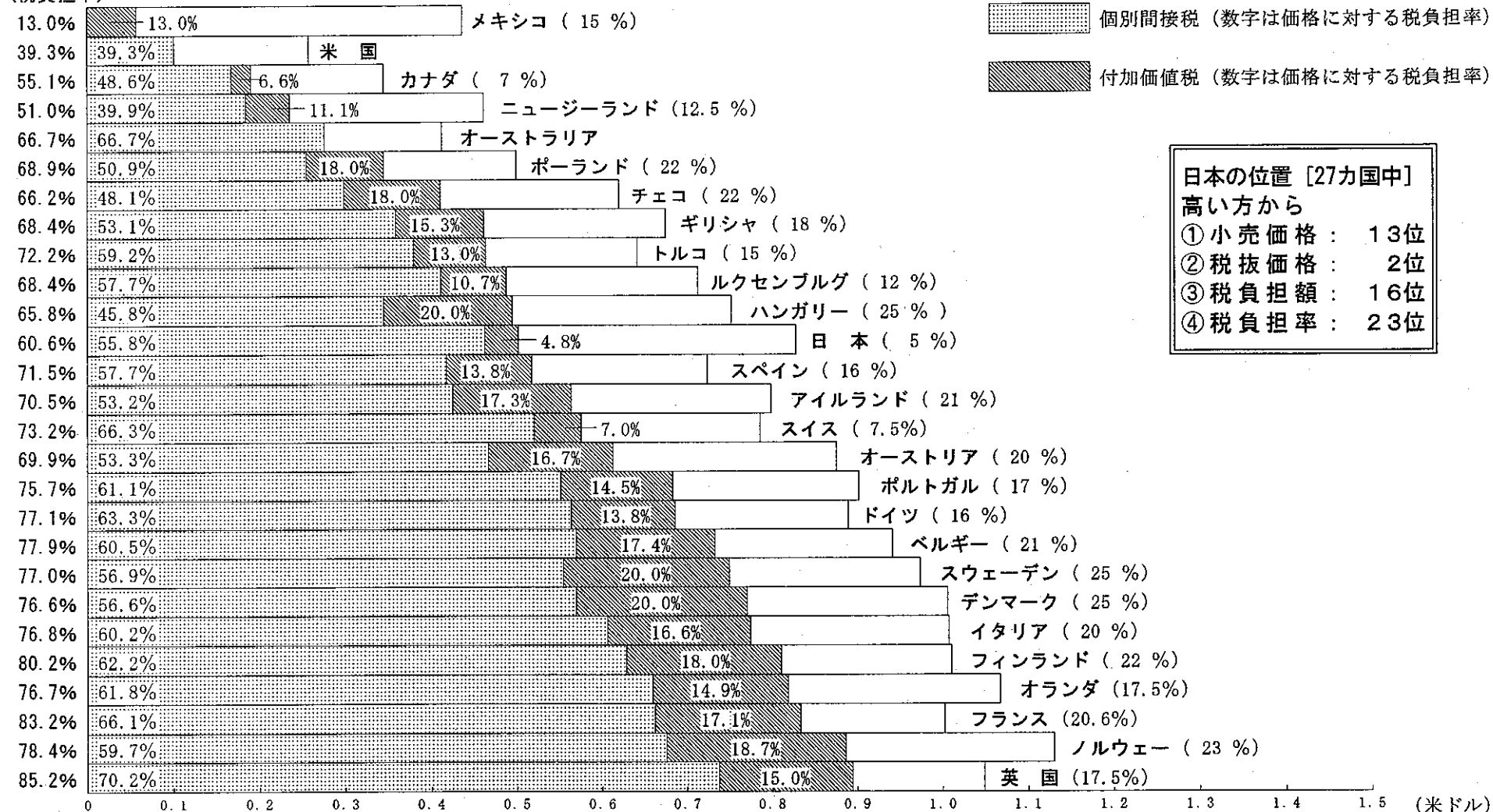
次に、受益者ないし原因者の範囲がかなり広範囲にわたり、しかも受益等の程度が厳格に評価し難い場合がある。特定の公共サービスが特定の集団の受益等に関連しているということに着目すれば、このような場合にも何らかの形で負担を求めるのが適当とされる場合があるろう。受益者負担ないし原因者負担的な租税は、このような考え方にに基づき、受益等の程度を財産、消費等の外形的標準により近似的に評価して、これによつて個々の者に負担を配分しようという場合に、いわゆる応能負担の原則の例外として、認められる場合があると思われる。

しかしながら、これは、受益者ないし原因者の範囲が明確であること、及び受益等の程度と税負担との間に直接的でなくともかなり密接な対応関係が社会的に認識しうることを前提となるべきであろう。

OECD諸国のガソリン1ℓ当たりの価格と税（1999年第1四半期）

税負担額順

(税負担率)



日本の位置 [27カ国中]
高い方から

- ① 小売価格 : 13位
- ② 税抜価格 : 2位
- ③ 税負担額 : 16位
- ④ 税負担率 : 23位

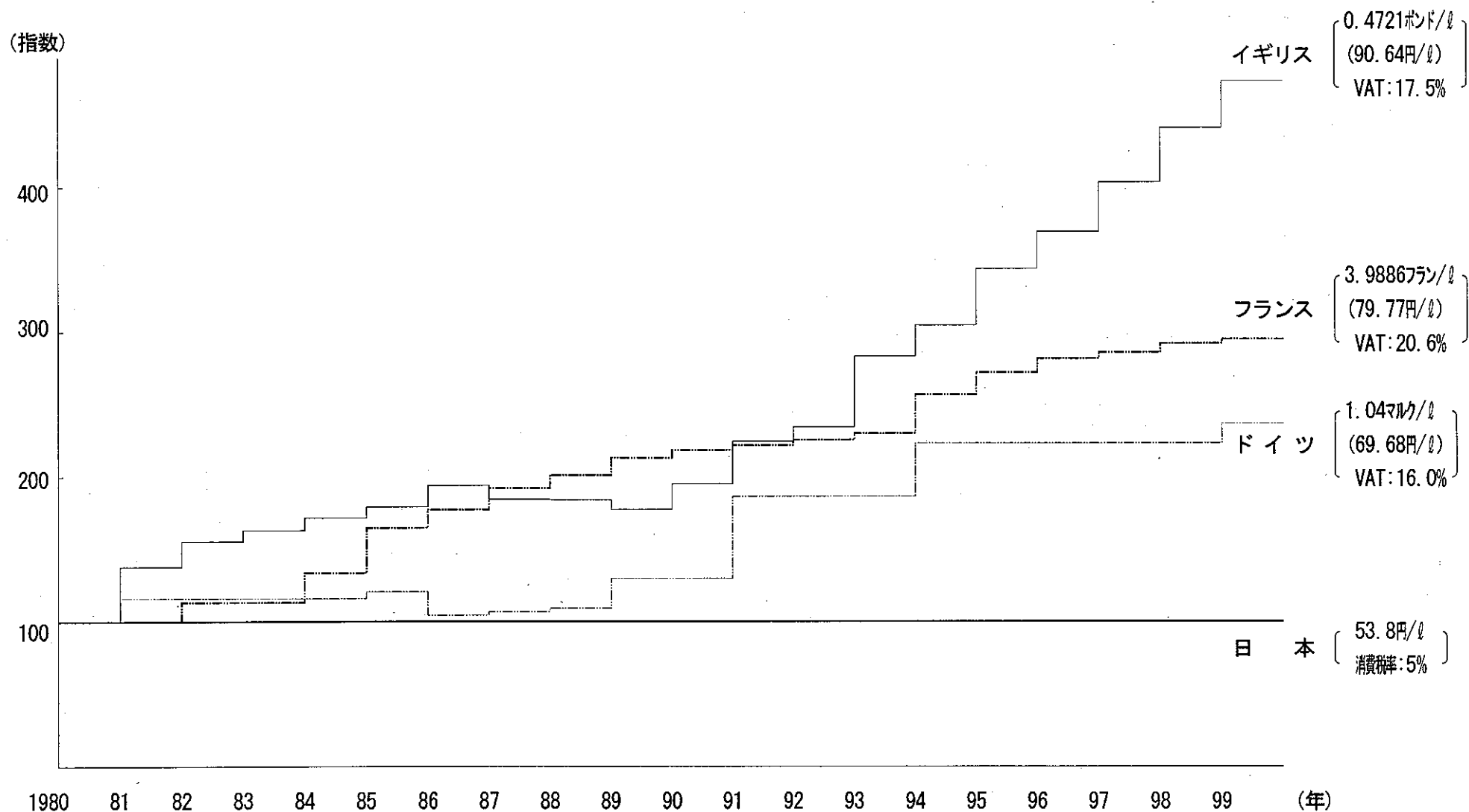
出典：IEA「エネルギー価格と税（1999年第1四半期）」。上記の内、ニュージーランドは、1998年第4四半期のデータである。

(注) 1. 我が国の消費税は付加価値税に、米国の小売売上税、オーストラリアの卸売売上税は個別間接税に区分している。

なお、()書きは、各国のガソリンに対する付加価値税率である。

2. 我が国の個別間接税は、揮発油税及び地方道路税。なお、石油税を加えた場合の税負担率は62.7%となる。

欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移（指数：1980年＝100）



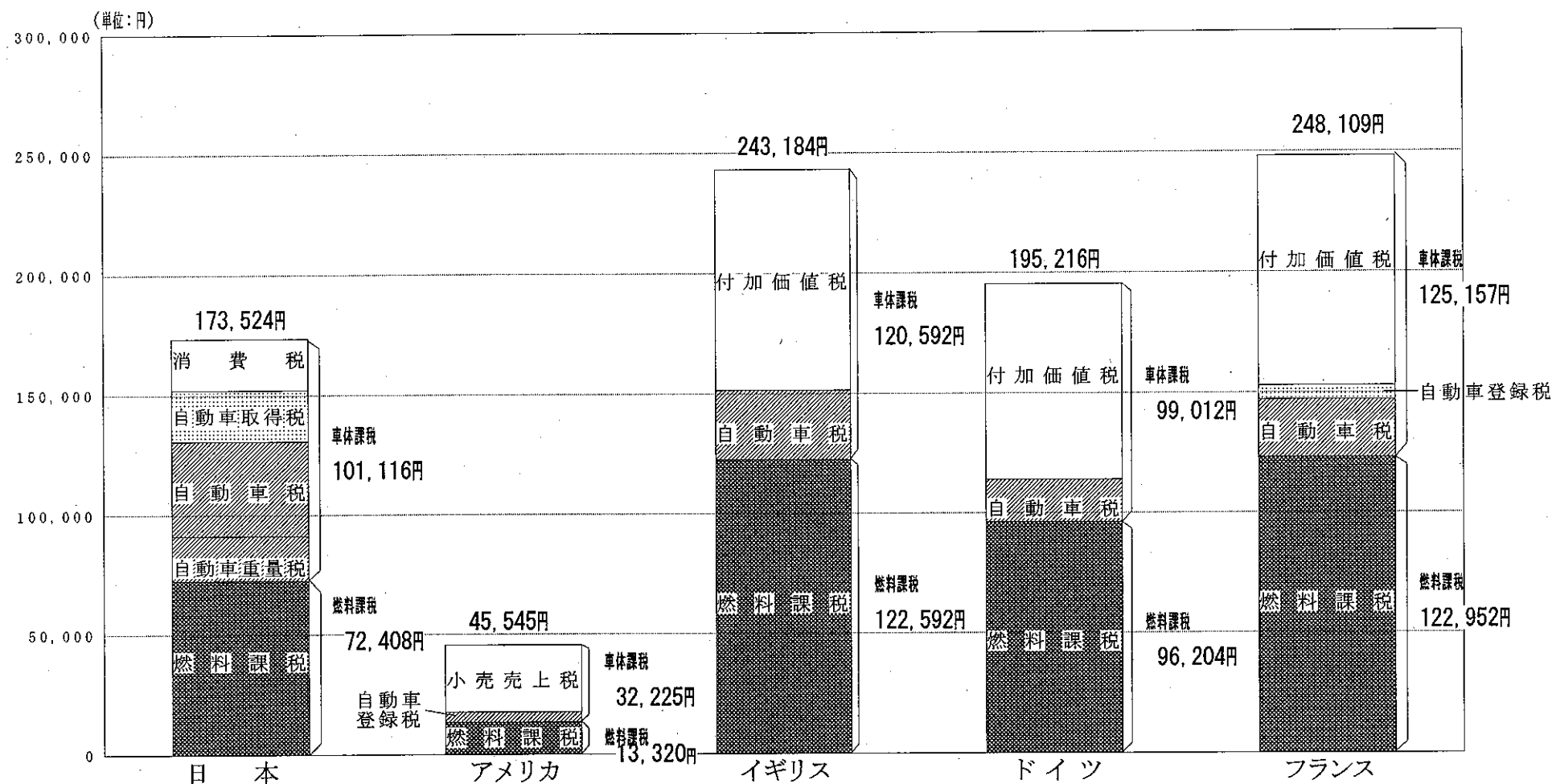
（注）1. 税率は各年末値による。ただし、1999年については10月現在の税率。

2. 英では87年、独では86年以前は有鉛・無鉛の税率、以後有鉛・無鉛の税率が区分して設定されたため、ここでは無鉛ガソリンの税率をとっている。

3. 換算レート：イギリス1ポンド＝192円、ドイツ1マルク＝67円、フランス1フラン＝20円。

自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較（試算）

（2000ccクラスの自家用乗用車の例）



（前提）車両重量1.5トン、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,200ℓ、平成11年1月現在の税率

車体価格：日本 2,691,150円、アメリカ 18,646ドル、イギリス 19,260ポンド、ドイツ 52,800マルク、フランス 167,634フラン

燃料価格：日本 94.6円/ℓ、アメリカ 34.1セント/ℓ、イギリス 61.9ペンス/ℓ、ドイツ 1.57マルク/ℓ、フランス 6.64フラン/ℓ

為替レート：アメリカ 1ドル=118円、イギリス 1ポンド=192円、ドイツ 1マルク=67円、フランス 1フラン=20円

自動車重量税改正要望について

燃費基準による軽課・重課（運輸省、環境庁）

軽 課（平成12年度 100万台）

- ・新燃費基準（2010年基準等） 0.5トン当たり
達成車 ▲1,000円（年）

重 課（平成12年度 35万台）

- ・旧燃費基準（2000年基準等）を 0.5トン当たり
一定割合（注）下回る車 +1,000円（年）
（注）平成12、13年度は20%（軽自動車は10%）、
14年度以降は10%

【例】自家用乗用車（1～1.5トンクラス、新車）

軽 課	現 行	重 課
47,700円（▲9,000円）	56,700円	65,700円（+9,000円）

※ 燃費基準対象車種：乗用車及び総重量2.5t以下の貨物車

排出ガス規制等による軽課・重課（環境庁）

軽 課（平成13年度 113万台⇒平成14年度 228万台）

- ・低公害車 ▲ 30%
〔電気、天然ガス、メタノール、〕
ハイブリッド車
- ・排出ガス技術指針適合車等 ▲ 10%
〔平成12年排出ガス規制より50%〕
低いレベルの車等
（注）乗用車の排出ガス技術指針適合車（平成14年度）
▲ 5%

重 課（平成13年度 163万台⇒平成14年度 138万台）

- ・旧排出ガス規制（昭和51年規制等） + 10%
適合車

【例】自家用乗用車（1～1.5トンクラス、新車）

軽 課	現 行	重 課
（▲10%の場合） 51,000円（▲5,700円） （▲30%の場合） 39,600円（▲17,100円）	56,700円	62,400円（+5,700円）

車 種 別 C O ₂ 排 出 量

は燃費基準が定められている車種

保
有
台
数

		<2.5 t 以下>	<2.5 t 超>	
乗 用 車		貨 物 車		特種車、バス等
約 5, 0 0 0 万台		約 1, 9 0 0 万台		約 500 万台

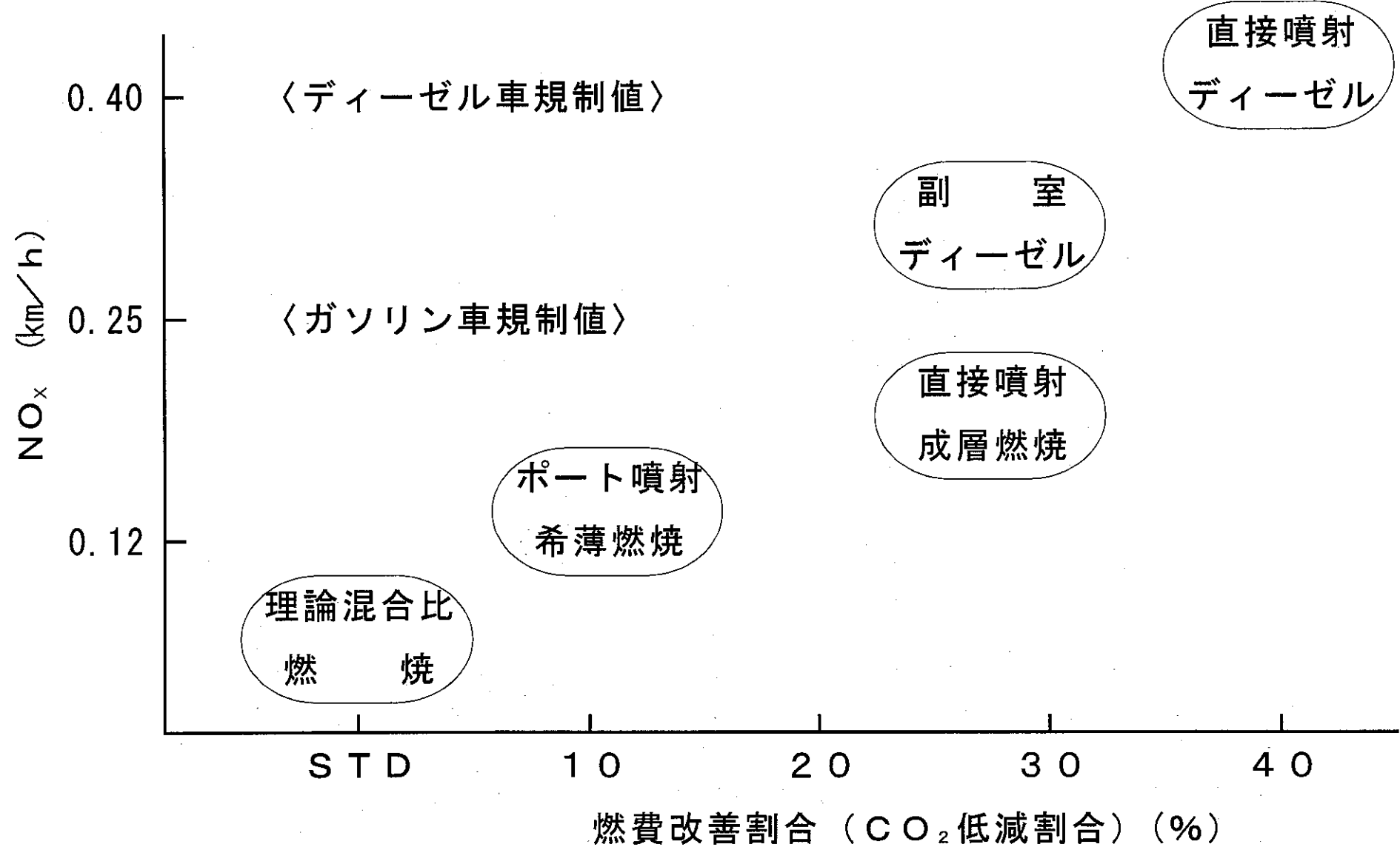
特種車、バス等
4. 2 %

C O ₂
排 出 量

乗 用 車 (含むバン等)		貨 物 車		
6 2. 5 %		3 3. 3 %		

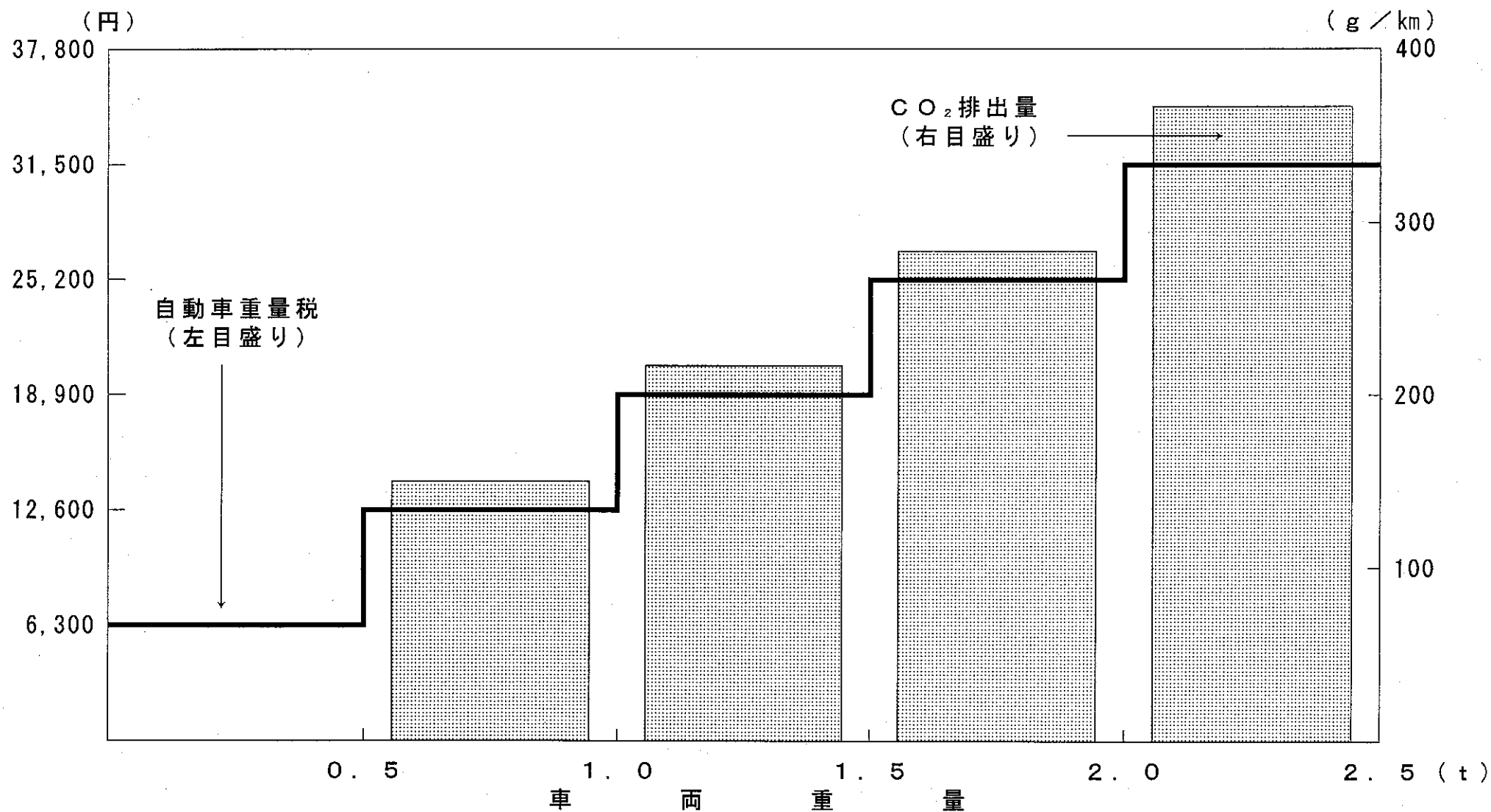
- (注) 1. 保有台数は、運輸省「自動車保有車両数」による平成10年度末現在の保有台数である。
2. C O ₂ 排出量は、運輸省調べによる平成9年度のC O ₂ 排出量である。

各種乗用車の燃費とNO_x



出典：「自動車用原動機の現状と将来」大聖泰弘、自動車技術、Vol. 52, NO. 7, 1998より

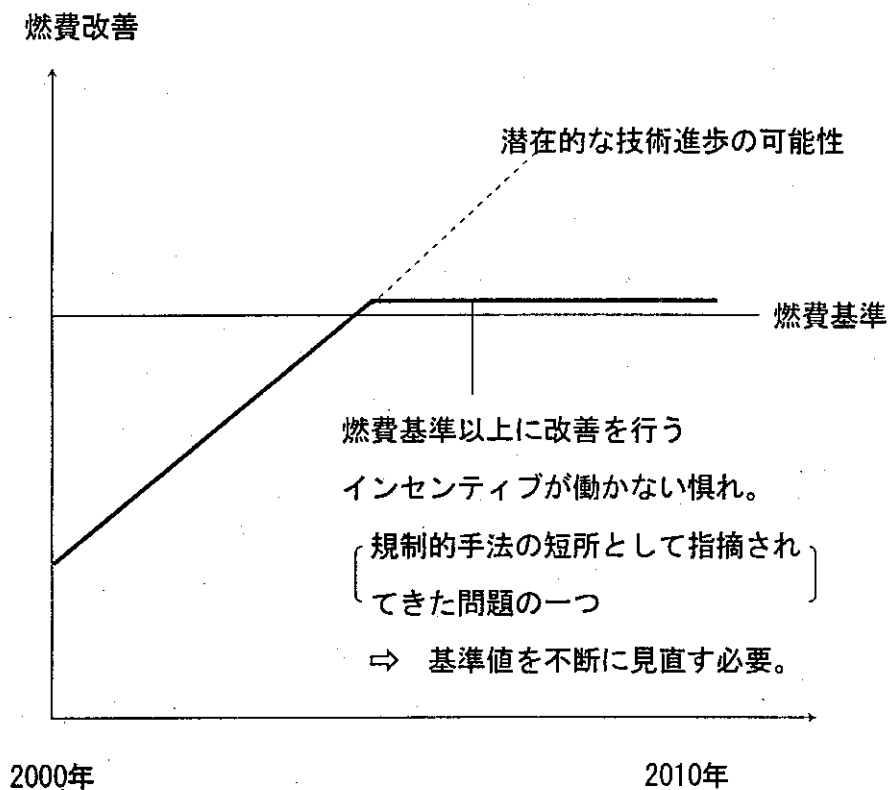
自動車重量税とCO₂排出量の関係



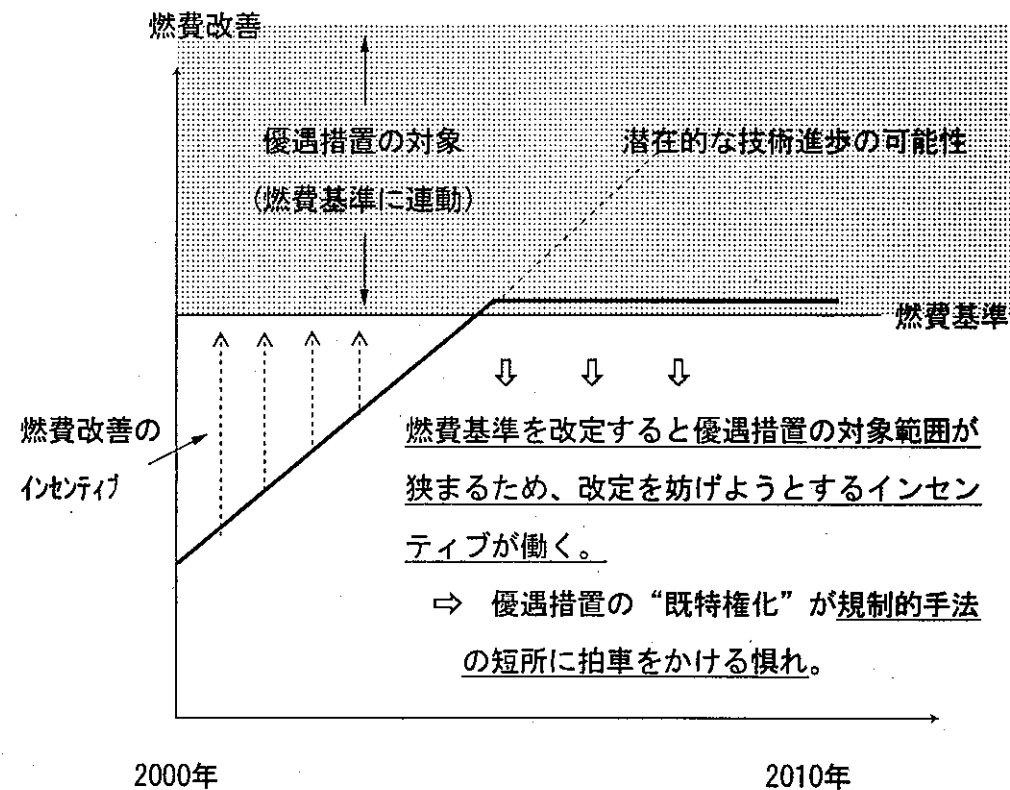
- (注) 1. 運輸省「乗用車等燃費一覧」(平成11年3月)に基づき作成。
 2. CO₂排出量は、車両重量別に区分したガソリン乗用自動車(AT車)の1km走行におけるCO₂排出量の平均値。

燃費基準に連動した税制上の優遇措置の問題点

(i) 燃費基準（規制的手法の一種）を（単独で）用いる場合



(ii) 燃費基準適合車に税制上の優遇措置を講ずる場合



(注) 燃費基準については、省エネルギー技術の水準その他の事情を勘案して定め、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとされている（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」第18条第2項）。

VI 環境関連税制関係

近年の環境政策の主な取組み

平成	5 年 1 1 月	環境基本法制定
	6 年 1 2 月	環境基本計画策定
	9 年 6 月	環境影響評価法制定
	9 年 1 2 月	京都会議 地球温暖化対策推進本部設置
	1 0 年 6 月	地球温暖化対策推進大綱策定

(注)平成10年度版環境白書より作成

環境基本計画における環境施策の体系

環境への負荷が少ない循環を基調とする経済社会システムの実現

- 大気環境の保全
- 水環境の保全
- 土壌環境・地盤環境の保全
- 廃棄物・リサイクル対策
- 化学物質の環境リスク対策
- 技術開発等の際しての環境配慮及び新たな課題への対応

自然と人間との共生の確保

公平な役割分担の下でのすべての主体の参加の実現

環境保全に係る共通の基盤的施策の推進

国際的取組の推進

(注) 環境基本計画第3部「施策の展開」より作成

環境基本法（抄） （平成五年十一月十九日 公布・施行）

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第二十二條 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

経済的な負担を課す措置

経済的な助成を行う措置

経済的措置

環境基本計画（抄）

（平成6年12月16日閣議決定）

第4章 環境保全に係る共通的基盤的施策の推進

第3節 経済的措置

（略）

このような政策手段のうち、製品・サービスの取引価格に環境コストを適切に反映させるための、環境に係る税、課徴金、預託払戻制度（デポジット・リファンド・システム）などの経済的負担を課す措置については、多数の日常的な行為から生ずる環境への負荷を低減させる点で、有効性が期待されるとともに、資源の効率的配分にも資するものと考えられている。また、OECD、主要先進国首脳会議（G7サミット）、国連環境開発会議などで国際的にも推奨され、欧米諸国等においても様々な活用事例が見られる状況である。我が国としても、前記の環境問題の解決の観点から、これらの措置につき、調査研究を進めるとともに、OECD等における国際的議論に積極的に参画する。

経済的措置には、負担を課す措置のほか助成を与える措置があり、いずれにしても、経済的な誘因を与えることにより、各経済主体が環境保に適合した行動をとるよう促そうとするものである。

1 経済的助成

環境への負荷を生じさせる活動等を行う者による負荷の低減のための施設整備等を効果的に推進する手段として、環境改善を限られた期間中に早期に達成するための公害防止投資等について経済的助成を行う場合には、助成を受ける者の経済的な状況や財政支出が最終的には国民の負担ともなることを勘案し、また、国際貿易、国際投資に重大な歪みを与えることのないよう、OECDの汚染者負担の原則を踏まえ、必要かつ適正な措置を活用する。

2 経済的負担

環境への負荷の低減を図るための経済的負担を課す措置は、環境への負荷を生じさせる活動等を行うものに対し現在まで支払われてこなかった新たに負担を求めるものでもある。このため、その具体的な措置について判断するため、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出抑制、都市・生活型公害対策、廃棄物の抑制などその適用分野に応じ、これを講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響等につき適切に調査研究を進める。また、その導入に際しては、国民の理解と協力を得るよう努力する。なお、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときには、その効果が適切に確保されるようにするため国際的な連携に配慮する。

（略）

汚染者負担の原則（P P P）について

- OECD（経済協力開発機構）環境指針原則勧告
（環境政策の国際経済面に関する指針原則の理事会勧告）（抄）
（OECD 閣僚会議、採択：1972 年 5 月 24 日～26 日）

- 4. 希少な環境資源の合理的利用を促進し、且つ国際貿易及び投資における、歪みを回避するための汚染の防止と規制措置に伴う費用の配分について用いられるべき原則が、いわゆる「汚染者負担の原則」である。

この原則は、汚染者が受容可能な状態に環境を保つために公的当局により決められた上記の措置を実施するに伴う費用を負担すべきであるということを意味する。換言すれば、それらの措置の費用は、その生産と消費の過程において汚染を引き起こす財及びサービスのコストに反映されるべきである。これらの措置を講じるに際して、貿易と投資に著しい歪みを引き起こすような補助金（subsidies）を併用してはならない。

- 公害に関する費用負担の今後のあり方について（答申）（抄）
（中央公害対策審議会費用負担部会、昭和 51 年 3 月 10 日）

Ⅱ 公害に関する費用負担の基本的考え方

今後における公害に関する費用負担のあり方については、環境資源の有効利用、公平の確保、社会的正義の実現等の見地から、汚染者負担を基本としつつ、その具体化に当たっては、次の諸点を考慮すべきである。

PPPを反映した環境法制の例

1. 環境基本法第37条

公害等の支障を防止するために公的事業主体が実施する事業に関する原因者負担を規定。(2以下の原因者負担制度を総括したプログラム規定という位置付け)

(原因者負担)

第37条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障（以下この条において「公害等に係る支障」という。）を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下この条において「公的事業主体」という。）により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

2. 自然公園法第29条

公園事業に関する原因者負担の規定。

3. 公害防止事業費事業者負担法第2条の2

公害防止事業に関する事業者負担の規定。

4. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条

海上保安庁長官の措置に要した費用の負担規定。

5. 自然環境保全法第37条

保全事業に関する原因者負担の規定。

6. 公害健康被害の補償等に関する法律第52条

汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務の規定。

7. 下水道法第18条の2

特定賦課金に関する汚濁原因者負担の規定。

(注) 環境庁編「環境基本法の解説」より作成

京都議定書の骨子

1. 数値目標

- 対象ガスの種類及び基準年
 - ・二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素（1990年を基準年）
 - ・HFC、PFC、SF₆（1995年を基準年とすることができる）
- 吸収源の扱い
 - ・土地利用の変化及び林業セクターにおける1990年以降の新規の植林、再植林及び森林減少に限定。農業土壌、その他の土地利用変化及び林業分野の取り扱いについては、議定書の第1回締約国会合あるいはそれ以降のできるかぎり早い時期に決定。
- 約束期間
 - ・第1期は、2008年～2012年の5年間
- 先進国及び市場経済移行国全体の目標
 - ・少なくとも5%削減
- 主要約束の削減率（全体を足し合わせると5.2%の削減）

・日本：	－6%	米国：	－7%	EU：	－8%	カナダ：	－6%
ロシア：	0%	豪州：	＋8%	NZ：	0%	ノルウェー：	＋1%

等
- 次期約束期間への繰り越し（バンキング）
 - ・認める
- 次期約束期間からの借り入れ（ボローイング）
 - ・認めない
- 共同達成
 - ・欧州共同体などのように複数の国が共同して数値目標を達成することを認める
- 排出権取引
 - ・先進国間の実施を認める。締約国会合において、ガイドライン等を決定する。
- 共同実施
 - ・先進国間の実施を認める。

2. 途上国の義務の実施の促進

- 途上国を含む全締約国の既存の義務の具体化として、吸収源による吸収の強化、エネルギー効率の向上等詳細に例示。

3. クリーン開発メカニズム

- 先進国とのプロジェクトにより、途上国の持続可能な成長に資すると共に、右プロジェクトにより生じた温室効果ガス排出の削減を活用することにより、先進国の数値目標達成にも使えることとするもの。

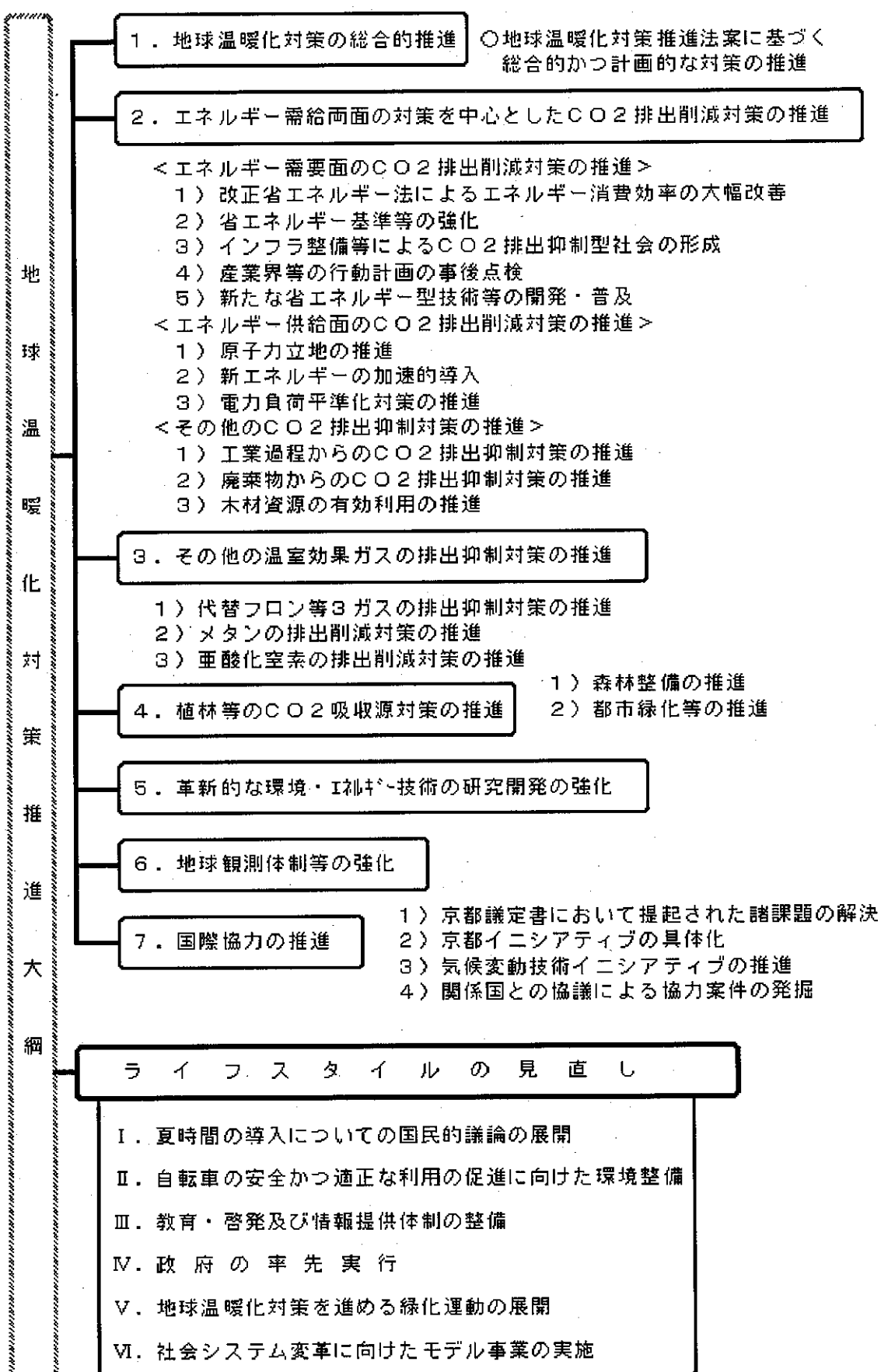
4. 資金メカニズム

- 条約で規定された資金メカニズム（GEF）が引き続きこの議定書の資金メカニズムであることを確認。

5. 発効要件

- 議定書を締結した国数が55カ国以上であり、且つ締結した附属書I国の1990年におけるCO₂の排出量が同年における附属書I国によるCO₂の総排出量の55%を越えることを発効要件として規定。

地球温暖化対策推進大綱に基づく施策の体系



EU諸国等におけるCO₂税の概要（未定稿）

（1999年8月現在）

	オランダ	デンマーク	スウェーデン	ノルウェー	フィンランド																																																																												
施行日	1990年2月1日	1992年5月15日	1991年1月1日	1991年1月1日	1990年1月1日																																																																												
課税物件 及び税率	<table><tr><th>種別</th><th>税率 (ギルダー)</th></tr><tr><td>ガソリン(m³)</td><td>25.63</td></tr><tr><td>灯油(m³)</td><td>28.08</td></tr><tr><td>軽油(m³)</td><td>28.28</td></tr><tr><td>重油(トン)</td><td>33.01</td></tr><tr><td>石炭(トン)</td><td>23.87</td></tr><tr><td>LPG(トン)</td><td>33.77</td></tr><tr><td>天然ガス(1,000 m³)</td><td></td></tr><tr><td>0-10 mln. m³</td><td>22.00</td></tr><tr><td>10- mln. m³</td><td>14.40</td></tr></table>	種別	税率 (ギルダー)	ガソリン(m ³)	25.63	灯油(m ³)	28.08	軽油(m ³)	28.28	重油(トン)	33.01	石炭(トン)	23.87	LPG(トン)	33.77	天然ガス(1,000 m ³)		0-10 mln. m ³	22.00	10- mln. m ³	14.40	<table><tr><th>種別</th><th>税率 (クローネ)</th></tr><tr><td>ガソリン、軽油(m³)</td><td>270</td></tr><tr><td>灯油(m³)</td><td>270</td></tr><tr><td>重油(m³)</td><td>320</td></tr><tr><td>石炭(トン)</td><td>242</td></tr><tr><td>LPG(トン)</td><td>160</td></tr></table>	種別	税率 (クローネ)	ガソリン、軽油(m ³)	270	灯油(m ³)	270	重油(m ³)	320	石炭(トン)	242	LPG(トン)	160	<table><tr><th>種別</th><th>税率 (クローネ)</th></tr><tr><td>ガソリン(m³)</td><td>850</td></tr><tr><td>灯油、軽油、重油(m³)</td><td>1,049</td></tr><tr><td>石炭、コークス(トン)</td><td>912</td></tr><tr><td>LPG</td><td></td></tr><tr><td>自動車用(m³)</td><td>550</td></tr><tr><td>その他(トン)</td><td>1,102</td></tr><tr><td>天然ガス(1,000 m³)</td><td>785</td></tr></table>	種別	税率 (クローネ)	ガソリン(m ³)	850	灯油、軽油、重油(m ³)	1,049	石炭、コークス(トン)	912	LPG		自動車用(m ³)	550	その他(トン)	1,102	天然ガス(1,000 m ³)	785	<table><tr><th>種別</th><th>税率 (クローネ)</th></tr><tr><td>ガソリン(m³)</td><td>890</td></tr><tr><td>灯油、軽油、重油(m³)</td><td>445</td></tr><tr><td>石油採掘の際に 放出される</td><td></td></tr><tr><td>天然ガス(1,000 m³)</td><td>890</td></tr><tr><td>石油採掘の際に 燃焼される石油(m³)</td><td>890</td></tr><tr><td>石炭、コークス(トン)</td><td>445</td></tr></table>	種別	税率 (クローネ)	ガソリン(m ³)	890	灯油、軽油、重油(m ³)	445	石油採掘の際に 放出される		天然ガス(1,000 m ³)	890	石油採掘の際に 燃焼される石油(m ³)	890	石炭、コークス(トン)	445	<table><tr><th>種別</th><th>税率 (マルカ)</th></tr><tr><td>無鉛ガソリン(m³)</td><td>191</td></tr><tr><td>有鉛ガソリン(m³)</td><td>191</td></tr><tr><td>軽油(m³)</td><td>218</td></tr><tr><td>重油(トン)</td><td>258</td></tr><tr><td>石炭(トン)</td><td>198.6</td></tr><tr><td>天然ガス(1,000 m³)</td><td>83</td></tr></table>	種別	税率 (マルカ)	無鉛ガソリン(m ³)	191	有鉛ガソリン(m ³)	191	軽油(m ³)	218	重油(トン)	258	石炭(トン)	198.6	天然ガス(1,000 m ³)	83
種別	税率 (ギルダー)																																																																																
ガソリン(m ³)	25.63																																																																																
灯油(m ³)	28.08																																																																																
軽油(m ³)	28.28																																																																																
重油(トン)	33.01																																																																																
石炭(トン)	23.87																																																																																
LPG(トン)	33.77																																																																																
天然ガス(1,000 m ³)																																																																																	
0-10 mln. m ³	22.00																																																																																
10- mln. m ³	14.40																																																																																
種別	税率 (クローネ)																																																																																
ガソリン、軽油(m ³)	270																																																																																
灯油(m ³)	270																																																																																
重油(m ³)	320																																																																																
石炭(トン)	242																																																																																
LPG(トン)	160																																																																																
種別	税率 (クローネ)																																																																																
ガソリン(m ³)	850																																																																																
灯油、軽油、重油(m ³)	1,049																																																																																
石炭、コークス(トン)	912																																																																																
LPG																																																																																	
自動車用(m ³)	550																																																																																
その他(トン)	1,102																																																																																
天然ガス(1,000 m ³)	785																																																																																
種別	税率 (クローネ)																																																																																
ガソリン(m ³)	890																																																																																
灯油、軽油、重油(m ³)	445																																																																																
石油採掘の際に 放出される																																																																																	
天然ガス(1,000 m ³)	890																																																																																
石油採掘の際に 燃焼される石油(m ³)	890																																																																																
石炭、コークス(トン)	445																																																																																
種別	税率 (マルカ)																																																																																
無鉛ガソリン(m ³)	191																																																																																
有鉛ガソリン(m ³)	191																																																																																
軽油(m ³)	218																																																																																
重油(トン)	258																																																																																
石炭(トン)	198.6																																																																																
天然ガス(1,000 m ³)	83																																																																																
課税段階 (消費/生産・輸入等)	生産又は輸入時(ただし 精製後)	生産又は輸入時	生産又は輸入時	生産者、輸入者が小売 業者へ販売する時	輸入時又は製造地から 運び出された時																																																																												
課税主体	国	国	国	国	国																																																																												
税収の用途	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源																																																																												

（注1）OECD資料等に基づく。

（注2）従来の石油関連諸税に加えて、各燃料の炭素含有量、CO₂排出量等に着目して税負担が定められる税を、「CO₂税」として上記に掲げている。イギリス、ドイツ及びフランスには「CO₂税」に相当するものはない。

（注3）1ギルダー＝59円、1デンマーク・クローネ＝18円、1スウェーデン・クローネ＝14円、1ノルウェー・クローネ＝15円、1フィンランド・マルカ＝22円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢為替相場の平均値）。